

平成30年度 第3回  
神戸市都市計画審議会

都市計画の案に係る参考意見の要旨

第1号議案 神戸国際港都建設計画特別用途地区の変更について

- ・中央区東川崎町1丁目の住民 (意見書番号:1)
- ・灘区友田町3丁目の住民 (意見書番号:2)

番号	提出者	参考意見の要旨
1	中央区東川崎町1丁目の住民	<p>地区設定の根拠が恣意的と考えます。市役所は、市民でさえほとんど行かない場所であり、そこを「賑わいを創出する中心地区」にする意味がわかりません。海岸線の駅設定でも、他の交通機関と繋がりのない市役所を終点として極めて不便となっており、大失敗しているのに、いい加減に市役所を中心に考えるのはやめてもらえませんか。市役所をポートアイランドの空き地等へ移設して、跡地に「賑わいを創出する」ものを誘致するというのであれば、今の計画もよいかもかもしれません。また、都市計画は基幹駅を中心に考えるべきで、みすばらしい三宮駅を同等な都市である京都や札幌のように巨大な駅ビルにすることから始めるべきで、今工事が進んでいる計画は中途半端です。宜しくお願いします。</p>
2	灘区友田町3丁目の住民	<p>(2) 都心機能活性化地区の建築制限</p> <p>建築物の敷地面積が1,000㎡未満である場合は、(1)で規定する「住宅等の用途に供する容積率の上限400%」の建築制限を適用しません。</p> <p>上記においては現在進行形のペンシルマンションの増加を進行させるのではないかと懸念する。</p> <p>磯上地区では新しい10~15階建てマンションは新築されると同時に電柱が復活してしまっている。これは家庭用電圧(100V)と企業用電圧(200V)の違いから電柱を建てざるをえなくなっているのではないか？</p> <p>道路幅拡幅、無電柱化は都市として目指さなければならないのに逆行してしまう。</p> <p>これならタワーマンションが建つ方がいいと思う。</p>